

2

方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 方向指示器は、方向の指示を表示する方向百メートル（前項第三号、第四号（両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、第五号又は第六号（第四号の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車（の両側面に備える方向指示器にあつては、三十メートル）の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

二 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

三 方向指示器の指示部は、次の表の上欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の下欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種類	範囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り、自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方に十五度の平面及び下方十五度の平面より上方に四十五度の平面を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び方向指示器の外側方
ロ 八及び二に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（第三項第九号に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り、自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方に十五度の平面及び下方十五度の平面より上方に四十五度の平面を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び方向指示器の外側方
ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ六メートル以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（第三項第九号に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り、自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方に三十度の平面及び下方五度の平面より上方に四十五度の平面を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であつて、方向指示器の中心より後方にあるもの及び方向指示器の外側方六十度の平面により囲まれる範囲
(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの	
(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの	
(3) 貨物の運送の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの	
(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車のもの形状に類する自動車	
(5) 貨物の運送の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの	
(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車のもの形状に類する自動車	
二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面に備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り、自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方に十五度の平面及び下方十五度の平面を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心より前方に方向指示器の前方にある平面に限る。）により方向指示器の前方

3

方向指示器は、前項（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあつては同項第三号の表のイに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポル・トラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては同項第三号の表のイ及びロに係る部分を除く。）に掲げ性能（方向指示器の指示部の高さの地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第三号の表のイ、ロ及び二の基準中「下方十五度」とあるのは、「下方五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

一 方向指示器は、毎分六十回以上二百二十回以下の一定の周期で点滅するものであること。

二 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（車体の形状が左右対称でない自動車を除く。）。

三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、六百ミリメートル（幅が千三百ミリメートル未満の自動車にあつては、四百ミリメートル）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられていること。

四 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては三百ミリメートル（光源がハット以上のものであつては二百五十ミリメートル）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては百五十ミリメートル以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が二個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。

五 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その指示部の上縁の高さが地上二・一メートル（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の両側面に備えるものにあつては、二・三メートル）以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトラを除く）であるものにあつては、二・五メートル以上に取り付けられること。

六 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器の指示部の中心は、地上二・三メートル以下となるように取り付けられていること。

七 第一項第三号及び第五号の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から二・五メートル以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては二・五メートル以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さ。以下この項において同じ。）の六十パーセント以内、長さ六メートル以上の自動車にあつては自動車の長さの六十パーセント以内）となるように取り付けられていること。

八 第一項第四号の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。

方向指示器の中心を通り、自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方に十五度の平面及び下方十五度の平面より上方に四十五度の平面を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心より前方に方向指示器の前方にある平面に限る。）により方向指示器の外側方六十度の平面により囲まれる範囲